

令和8年第3回 東浦町教育委員会定例会議事日程

令和8年3月31日(火) 午後2時30分

東浦町役場 第1会議室

東浦町民憲章唱和

開 会

- 日程第 1 令和8年第2回定例会会議録承認  
令和8年第1回臨時会会議録承認
- 日程第 2 議案第11号 東浦町学校運営協議会規則の一部を改正する規則に  
ついて 【教 育 課】
- 日程第 3 議案第12号 学校運営協議会委員の選任について  
【教 育 課】
- 日程第 4 議案第13号 東浦町立学校産業医の選任について  
【教 育 課】  
議案第14号 東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の選任に  
ついて 【教 育 課】
- 日程第 5 議案第15号 東浦町教育委員会名義後援について「小学生向けプロ  
グラミング体験会」 【教 育 課】
- 日程第 6 議案第16号 東浦町社会教育委員の選任について  
【学び支援課】
- 日程第 7 議案第17号 東浦町学校体育施設の開放施設の運営委員の選任に  
ついて 【学び支援課】
- 日程第 8 議案第18号 令和8年度教育行政重点施策について【教 育 課】
- 日程第 9 教育長報告
- 日程第10 報告第7号 地域学校協働活動推進員の委嘱について  
【教 育 課】
- 日程第11 報告第8号 東浦町教育委員会名義後援について  
【教 育 課】
- 日程第12 報告第9号 東浦町教育委員会への寄附について  
【教 育 課】
- 日程第13 報告第10号 子ども文化芸術体験支援事業実施要綱について  
【学び支援課】

- 日程第 14 報告第 11 号 東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の  
一部を改正する要綱について 【学び支援課】
- 日程第 15 報告第 12 号 学校部活動外部指導者の委嘱について  
【学び支援課】
- 日程第 16 報告第 13 号 指定学校変更許可者について  
【教 育 課】
- 日程第 17 各課報告

閉 会

\_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

次回

第 4 回定例会

令和 8 年 4 月 20 日(月) 午前 9 時 30 分

場所 東浦町役場 2 階 第 1 会議室

自由討議

議案第 11 号

東浦町学校運営協議会規則の一部を改正する規則について  
東浦町学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和 8 年 3 月 31 日

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

東浦町教育委員会規則第 号

東浦町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

東浦町学校運営協議会規則（令和 3 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(組織等) 第 3 条 協議会は、委員 <u>7</u> ( 2 以上の学校 について 1 の協議会を置く場合は、当該 学校数に <u>7</u> を乗じて得た数 ) 人以内で組 織する。 2 及び 3 略	(組織等) 第 3 条 協議会は、委員 <u>5</u> ( 2 以上の学校 について 1 の協議会を置く場合は、当該 学校数に <u>5</u> を乗じて得た数 ) 人以内で組 織する。 2 及び 3 略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

多様な委員の学校運営協議会への参画を可能とし、コミュニティスクールの取組みを推進するため提案するものである。

議案第 12 号

学校運営協議会委員の選任について  
学校運営協議会委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町学校運営協議会規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定により提案するものである。

## 学校運営協議会委員名簿

(令和9年3月31日まで)

NO	氏名	所属	備考
1	廣瀬 元光	緒川新田区長	西部中学校区
2	野村 雅廣	元緒川新田区長	西部中学校区
3	石田 良仁	元卯ノ里コミュニティ役員	西部中学校区
4	小林 洋子	更生保護女性会新田支部長	西部中学校区
5	久米 賢治	青少年健全育成地域推進員	西部中学校区
6	増田 信子	主任児童委員	西部中学校区
7	山崎 千聡	地域学校協働活動推進員 西部中学校 PTA 会長	西部中学校区
8	門田 雄治	卯ノ里小学校 PTA 会長	西部中学校区

(令和10年3月31日まで)

NO	氏名	所属	備考
1	小田 朝見	地域学校協働活動推進員 F S S 代表	藤江小学校
2	金森 大席	地域学校協働活動推進員 令和8年度 P T A 会長	藤江小学校
3	竹内 元彦	藤江区長	藤江小学校
4	松本 通英	八頭保存会副会長	藤江小学校
5	竹内 大貴	元 P T A 会長	藤江小学校
6	山口 陽子	主任児童委員	藤江小学校
7	長坂 直大	東生会(会長)・S G 民生委員児童委員	生路小学校
8	竹内 真奈美	主任児童委員 元 P T A 母親代表	生路小学校
9	原田 正治	生路区長	生路小学校
10	徳永 健一	地域学校協働活動推進員 元 P T A 会長・おやじの会	生路小学校
11	尾前 留美	更生保護女性会生路支部長	生路小学校
12	飯田 光晴	石浜区長	片葩小学校
13	成田 泰造	自営業	片葩小学校
14	近藤 武司	元民生児童委員	片葩小学校
15	鈴木 芳巳	増福寺住職	片葩小学校
16	杉浦 義徳	統括コーディネーター	片葩小学校
17	山田 隆	県営団地自治会長	石浜西小学校

18	平野 雄一	南ヶ丘自治会顧問	石浜西小学校
19	富永 和美	民生委員代表	石浜西小学校
20	高野 弘美	元民生委員代表	石浜西小学校
21	牧 マサノ	歴代 P T A 代表	石浜西小学校
22	山川 潔	地域学校協働活動推進員 南ヶ丘相談役	石浜西小学校
23	水野 行文	コミュニティ推進協議会（会長）	緒川小学校
24	中瀬 寛子	地域学校協働活動推進員 歴代 P T A 副会長	緒川小学校
25	山崎 宏子	緒川副区長	緒川小学校
26	鈴木 了三	歴代 P T A 会長	緒川小学校
27	水野 廣春	東楽会副会長	緒川小学校
28	阿知波 弘	地域学校協働活動推進員 森岡区長	森岡小学校
29	若林 美絵	地域学校協働活動推進員	森岡小学校
30	杉本 匡彌	元 P T A 会長	森岡小学校
31	井上 ミユキ	元 P T A 母親代表	森岡小学校
32	西保 千佳	主任児童委員	森岡小学校
33	外山 淳恵	更正保護女性会	森岡小学校
34	飯田 光晴	石浜区長	東浦中学校
35	小田 白美	民生委員	東浦中学校
36	宮田 昭久	令和 5 年度 P T A 会長	東浦中学校
37	岡本 由記夫	地域学校協働活動推進員 東中サポーターサブリーダー	東浦中学校
38	長坂 浩美	令和 7 年度 P T A 会長	東浦中学校
39	岩尾 由起男	令和 8 年度 P T A 役員候補	東浦中学校
40	恒川 涉	元東浦町教育長	北部中学校
41	寺田 昭男	緒川副区長	北部中学校
42	二宮 邦子	森岡副区長	北部中学校
43	西保 千佳	民生児童委員 森岡地区主任児童委員	北部中学校
44	山崎 嘉春	P T A 顧問	北部中学校
45	杉本 匡彌	地域学校協働活動推進員 元 P T A 会長	北部中学校
46	山田 祐太	地域学校協働活動推進員 おがわっこ食堂	北部中学校

議案第 13 号

東浦町立学校産業医の選任について  
東浦町立学校産業医を別紙のとおり選任するものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町教職員安全衛生管理規程第 9 条第 2 項の規定により提案するものである。

# 東浦町立学校産業医名簿

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NO	氏名	所属	備考
1	藤澤 稔	藤沢医院 医師	

## 【参考】

東浦町教職員安全衛生管理規程

(産業医)

第9条 労働安全衛生法第13条第1項の規定に基づき、産業医を置く。

- 2 産業医は、教育長が医師のうちから選任する。
- 3 産業医は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 健康診断の実施その他教職員の健康管理に関すること。
  - (2) 衛生教育その他教職員の健康の保持増進を図るための措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
  - (3) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。
  - (4) 前各号に掲げる事項について必要により総括安全衛生管理者若しくは総括安全衛生副管理者に対し勧告し、又は衛生管理者に対し指導し、若しくは助言すること。

議案第 14 号

東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の選任について  
東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を別紙のとおり選任するものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

学校保健安全法第 23 条第 3 項の規定により提案するものである。

## 東浦町立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師名簿

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

NO	氏 名	所 属	備 考
1	前田 吉昭	前田クリニック 医師	藤江小学校医
2	小林 峰生	小林クリニック 医師	生路小学校医
3	藤澤 稔	藤沢医院 医師	片葩小学校医
4	阿部 知司	森岡台あべ内科クリニック 医師	石浜西小学校医
5	日高 啓量	ひだかこどもクリニック 医師	緒川小学校医
6	岡本 嘉仁	巽ヶ丘クリニック 医師	卯ノ里小学校医
7	松岡 秀起	まつおか整形外科 医師	森岡小学校医
8	藤澤 稔	藤沢医院 医師	東浦中学校医
9	竹内 意	於大クリニック 医師	東浦中学校医
10	安本 昌紀	げんきの森皮フ科 医師	東浦中学校医
11	阿部 知司	森岡台あべ内科クリニック 医師	東浦中学校医
12	中野 禎	東浦医院 医師	東浦中学校医
13	山本 原嗣	やまもとクリニック 医師	東浦中学校医
14	安本 昌紀	げんきの森皮フ科 医師	北部中学校医
15	松岡 秀起	まつおか整形外科 医師	北部中学校医
16	山本 さゆり	ゆりクリニック 医師	北部中学校医
17	三谷 光生	みに整形外科 医師	西部中学校医
18	中野 禎	東浦医院 医師	西部中学校医
19	山本 原嗣	やまもとクリニック 医師	西部中学校医
20	長坂 潔道	長坂歯科医院 歯科医師	藤江小学校歯科医
21	石川 求	モトム歯科 歯科医師	生路小学校歯科医
22	成田 徳昭	田中歯科医院 歯科医師	片葩小学校歯科医
23	平林 直樹	平林歯科医院 歯科医師	石浜西小学校歯科医
24	成田 恵子	田中歯科医院 歯科医師	緒川小学校歯科医
25	桑原 幸夫	ホワイト歯科 歯科医師	卯ノ里小学校歯科医
26	松井 善信	松井歯科医院 歯科医師	森岡小学校歯科医
27	酒井 啓	さかいファミリー歯科 歯科医師	東浦中学校歯科医
28	庵原 まり子	東浦よつば歯科 歯科医師	東浦中学校歯科医
29	成田 恵子	田中歯科医院 歯科医師	東浦中学校歯科医
30	成田 徳昭	田中歯科医院 歯科医師	北部中学校歯科医
31	長坂 潔道	長坂歯科医院 歯科医師	北部中学校歯科医
32	桑原 幸夫	ホワイト歯科 歯科医師	西部中学校歯科医

33	杉本 初枝	イクチ天心堂薬局 薬剤師	藤江小学校薬剤師
34	永田 基己	ポプラ調剤薬局 薬剤師	生路小学校薬剤師
35	内野 隼	こぐま薬局緒川店 薬剤師	片葩小学校薬剤師
36	永田 基己	ポプラ調剤薬局 薬剤師	石浜西小学校薬剤師
37	仮屋 賢治	こぐま薬局緒川店 薬剤師	緒川小学校薬剤師
38	上田 哲次郎	かしの木薬局 薬剤師	卯ノ里小学校薬剤師
39	大本 千年	もりおか調剤薬局 薬剤師	森岡小学校薬剤師
40	杉本 初枝	イクチ天心堂薬局 薬剤師	東浦中学校薬剤師
41	神谷 法子	こぐま薬局緒川店 薬剤師	北部中学校薬剤師
42	上田 哲次郎	かしの木薬局 薬剤師	西部中学校薬剤師

### 【参考】

学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第 15 号

東浦町教育委員会名義後援について  
次の事業について、東浦町教育委員会名義後援を承認するものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

事業の名称 東浦町教育委員会名義後援について「小学生向けプログラミング  
体験会」  
事業の主催 知多メディアネットワーク株式会社  
実施日 令和 8 年 7 月 25 日（日）  
時間 午前 10 時から午後 5 時  
場所 あいち健康の森プラザホテル内 多目的会議室 5  
対象 東浦町・大府市在住の小学 1 年生から 4 年生まで

提案理由

東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準に基づき、提案するものである。

## 参考

### 東浦町教育委員会名義後援に関する承認基準

#### (審査事項)

第4条 事業の審査事項は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 主催者は、次のいずれかに該当する者であること。
    - ア 国及び地方公共団体並びにこれらの関係機関
    - イ 東浦町から補助金を受けている学校教育、社会教育及び社会体育関係団体等並びにその下部組織
    - ウ 過去において、教育委員会が後援した実績のある者
    - エ その他教育長が特に認めた者
  - (2) 開催又は開設において、保健衛生及び災害防止について十分な安全対策が講ぜられていること。
  - (3) 入場料、参加料は、原則として徴収しないこと。徴収する場合は、実費程度であること。
  - (4) 原則として団体の拠点又は事業の開催地が本町を含む知多半島5市5町又は衣浦定住自立圏形成市町であること。対面で開催されない事業に関しては、参加者は主として同区域の住民であること。ただし、教育委員会が特別な理由を認めたときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず当該事業が次の各号いずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しない。
- (1) 営利を目的として行われる事業
  - (2) 特定の政党又は宗教団体及びこれらに準ずる組織の後援・推薦等を受けている団体が主催する事業
  - (3) 教育の中立性を損なう恐れのある事業
  - (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
  - (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れのある事業
  - (6) 暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催、又は関与すると認められる事業
  - (7) 前各号に挙げる事業のほか、教育長が支障があると認めた事業
- 3 教育長は、前条の審査において、必要に応じて教育委員会委員と協議し、承認の可否を決定することができる。

議案第 16 号

東浦町社会教育委員の選任について  
東浦町社会教育委員を別紙のとおり選任するものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町社会教育委員定数等に関する条例第 2 条の規定により提案するものである。

## 東浦町社会教育委員名簿

No	氏 名	職 名 等	備 考
1	石原 弘幸	町文化財保護審議会委員	再 任 平成 22 年 4 月から
2	松下 玲子	元 P T A 代表	再 任 平成 24 年 4 月から
3	平井 伸幸	元 P T A 代表	再 任 平成 26 年 4 月から
4	水野 智美	元町婦人会連絡協議会役員	再 任 平成 28 年 4 月から
5	高崎 義幸	星城大学准教授	再 任 平成 29 年 5 月から
6	鈴木 達見	至学館大学教授	再 任 令和 6 年 4 月から
7	竹内 元彦	町コミュニティ連絡協議会 (藤江公民館参与)	再 任 令和 6 年 4 月から
8	竹内 秀雄	東浦町立緒川小学校長	再 任 令和 7 年 4 月から
9	山崎 千聡	元町 P T A 連絡協議会会長	新 任 令和 8 年 4 月から
10	坂部 博幸	東浦町スポーツ少年団本部長	新 任 令和 8 年 4 月から

### 参 考

○社会教育委員定数等に関する条例第 2 条

委員の定数は 30 名以内とする。社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者、公募により選考された者のうちから教育委員会が委嘱する。

○任期 2 年

○期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 17 号

東浦町学校体育施設の開放運営委員の選任について

東浦町学校体育施設の開放運営委員について、別紙のとおり選任するものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

東浦町学校体育施設の開放運営委員会規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、提案するものである。

東浦町学校体育施設の開放運営委員会規則（抜粋）

（任務）

第2条運営委員会は、学校体育施設の開放の運営に関する重要な事項を調査及び審議する。

（組織）

第3条運営委員会の委員は、15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（1）関係学校職員

（2）利用団体の代表者

（3）学識経験のある者

（4）公募により選考された者

3 委員の任期は1年とし、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

# 令和8年度 東浦町学校体育施設開放運営委員名簿

## 1 運営委員（関係学校職員）

所属	職名	氏名	備考	規則 第3条 第2項
東浦町立藤江小学校	校務主任	小林 麻美	新任	(1)
東浦町立生路小学校	校務主任	板垣 昭吉	新任	(1)
東浦町立片葩小学校	校務主任	近藤 真由美	再任	(1)
東浦町立石浜西小学校	校務主任	成田 梓	再任	(1)
東浦町立緒川小学校	校務主任	坂口 隆一	再任	(1)
東浦町立卯ノ里小学校	校務主任	白木 裕子	再任	(1)
東浦町立森岡小学校	校務主任	伊藤 慶	再任	(1)
東浦町立東浦中学校	校務主任	松岡 翔太郎	新任	(1)
東浦町立北部中学校	校務主任	山田 浩司	新任	(1)
東浦町立西部中学校	校務主任	原田 敦子	再任	(1)

## 2 運営委員（利用団体の代表者）

所属	団体名	氏名	備考	規則 第3条 第2項
学校開放施設利用団体	片葩JVC	栗原 英昭	再任	(2)

## 3 運営委員（学識経験のある方）

所属	部会名	氏名	備考	規則 第3条 第2項
東浦町スポーツ協会	会長	江坂 晴	再任	(3)

## 4 公募委員(R8応募者なし)

		氏名	備考	規則 第3条 第2項
				(4)

任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日

議案第 18 号

令和 8 年度教育行政重点施策について  
令和 8 年度教育行政重点施策を資料 1 のとおり定めるものとする。

令和 8 年 3 月 31 日提出

東浦町教育委員会教育長 庄 子 亨

提案理由

教育基本法第 16 条第 3 項の規定に基づき、提案するものである。

2026（令和8）年度  
東浦町教育行政重点施策

2026年3月改定

東浦町

東浦町教育委員会

はじめに

東浦町では、2026年2月に、「東浦町の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱」を改定しました。この大綱は、教育基本法第16条に基づき、本町の教育の現状や課題に即した方向性を示すとともに、現代社会における教育や環境の多様化に対応し、子どもたちがより良い環境で成長できる仕組みを目指すものです。

本町が特に重視するのは、教育を「学校教育」に限定するのではなく、「家庭教育」や「社会教育」といった三つの柱が相互に連携することで、真に効果的な教育を実現するという考え方です。子どもたちは学校だけでなく、家庭や地域社会といった幅広い環境の中で成長していきます。これらの場が互いに補完し合いながら機能することで、子どもたちの人格形成と未来への成長を支える重要な基盤となります。

また、近年の社会状況の変化に伴い、教育には多様な役割が求められるようになっていきます。この変化に対応するためには、町全体で子どもたちを支える環境を整備し、より効果的な施策を推進する必要があります。その取組の一環として、2026年度の具体的な施策を盛り込んだ「教育行政重点施策」を作成しました。

教育重点施策では、学校教育、家庭教育、社会教育が連携し、子どもたちの教育課題に取り組むとともに、教育環境の充実を図ります。また、地域全体で子どもたちを支える仕組みを構築し、多様な知識や経験を通じて、子どもたちが自分の可能性を広げられるような施策を展開していきます。

## 教育行政重点施策における発達段階の視点

教育行政重点施策を進めるにあたり、学校教育、家庭教育、社会教育の連携に加え、子どもたちの発達段階に応じた視点を重視することが重要です。

乳幼児期から成人期までのそれぞれの発達段階の特性を理解し、直面する課題や必要な支援を段階的かつ継続的に行うことで、一人一人の成長を支える施策を実現します。

そのため、以下の5つの段階に分け、それぞれの時期に応じた視点を持って施策を推進します。

※個別の施策には、担当部署とともに、発達段階の時期を記載しています。

### ①乳幼児期（0～6歳）

乳幼児期は「人生の基礎」となる重要な時期であり、身体的発達や情緒的安定が求められます。

この時期は、安心して過ごせる生活環境を整えるとともに、感覚遊びや模倣を通じて他者との関係性を築きます。また、自己肯定感や信頼感を育む支援を行い、特に家庭教育の充実に力を入れます。

### ②学童期（小学校／6～12歳）

学童期は、基本的な学力を定着させ、子どもたちの学びへの好奇心を育む時期です。

学校教育を中心としながら、家庭教育や社会教育とも連携し、生活習慣や責任感、他者を尊重する心を養います。さらに、学校内外の友人関係や地域活動を通じて社会性を育み、個々の状況に応じた最適な学びの環境づくりに取り組みます。

### ③青年前期（中学校／12～15歳）

青年前期は、思春期の成長段階にあたり、自己主張が強くなる一方で、他者との協働や理解を学ぶことが重要です。

自己肯定感を養う支援を行いながら、他者を理解し、受け入れる社会性を育てます。また、進路選択や「自分らしさ」を形成する時期でもあるため、教員、保護者、地域が一体となって育む体制を構築し、一人一人の気持ちに寄り添う施策に取り組みます。

④青年中期（高等学校／15～18 歳）

青年中期は、自己の進路を考え、自ら判断する力と行動力を養う時期です。

学校教育のみならず、地域活動などを通じた社会参加から、自身の可能性や選択肢の幅を広げることが重要です。また、社会人としての責任感や倫理観を育む施策に取り組みます。

⑤青年後期（成人／18 歳～）

青年後期は、自立した社会人としての生活を構築しつつ、社会とのつながりを実感する時期です。

生涯教育を通じて、継続的な学びの場を提供し、町全体が個人の成長を支援する環境を整えることが重要です。また、成人した自身が地域活動に参加し、町の発展に貢献できる機会づくりに取り組みます。

## 1 子どもが主体的に学び、誰もが力を発揮できる教育環境の整備

社会環境や教育課題に対応し、町が目指す姿を実現するため、子どもが主体的に学び、社会環境や教育課題に対応し、町が目指す姿を実現するため、子どもが主体的に学び、すべての関係者が力を発揮できる教育環境づくりを推進します。教育委員会と連携し、子どもの学びへの意欲を高めるとともに、教育に携わる方々がその能力を最大限発揮できる環境を整備します。また、教職員の働き方改革を進め、子どもたちが安心して伸び伸びと過ごせる学びの場を整備します。さらに、デジタルと対面の学びを効果的に組み合わせることで教育効果を最大化し、質の高い学びを提供します。これにより、多世代にとって魅力的な学校づくりを実現します。

### (1) 小・中学校間の連携推進

②③【教育課】

小中連携プログラムを含め、小中学校教職員が共同して、児童生徒の義務教育9年間を見通した教育課程の重要性を意識し、効果的な指導方法等の工夫に努めます。子どもたちが主体的に課題を見つけ、粘り強く取り組む力を育むことを目指します。

### (2) 学習指導の充実

②③【教育課】

主体的かつ対話的で深い学びを実現するため、効果的な授業の推進を図ります。

「指導の個別化」や「学習の個性化」といった個別最適な学びや補充学習を充実させるため、学習支援コーディネーターや学生ボランティアを効果的に配置し、児童生徒一人一人に寄り添った学習支援を行いながら基礎学力の向上を目指します。

また、デジタルと対面による学びを組み合わせ、ICT機器を効果的に活用した学習指導や補充学習を実施することで、教育効果を最大化し、質の高い学びを実施します。

さらに、子どもの個性や可能性を尊重し、児童生徒一人一人に適した指導を通じて基礎学力の向上を図るとともに、個性・創造力・判断力などの伸長を促進し、個別最適な学びを推進します。その一環として「指導の個別化」を実現するために、単元内自由進度学習を進めていきます。

各教科においては、レポートの作成・論述・発表など、知識や技能を活用する学習活動を取り入れ、思考力・判断力・表現力を基盤とする言語活動の充実を図り、情報を精査し

ながら形成する力を養います。

授業と家庭学習を連携させ、学習効果の向上と学習習慣の確立を目指すとともに、家庭学習が主体的なものとなるよう工夫を講じます。

加えて、小学校高学年及び中学校には外国人のALT、小学校には理科実験支援員や教科等特別指導員を配置し、教材研究や教材作成、授業進行における担任補助を通して授業内容の充実を図ります。

### (3) 生徒指導の充実

②③【教育課】

児童生徒に対して、規範意識や社会生活のルールを確実に身に付けさせるとともに、自主的に判断・行動し、自己を生かしていくことができる資質・能力・態度を育めるよう積極的な生徒指導の充実を図ります。また、問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決に向けて、組織的に取り組む体制を確立します。なお、児童生徒が置かれている環境に着目し、学校内だけでなく家庭、地域社会、関係機関との連携をより一層推進することに努めます。

「東浦町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を基に、いじめの未然防止、早期発見への取組を実施するとともに保護者、地域、関係機関と連携して、いじめ防止に取り組めます。

校内及び校外教育支援センターでは、不登校等の課題を抱える児童・生徒に対して、個々の状況に応じて寄り添った支援や居場所づくりを行い、学校生活への適応や社会的自立を支援します。

### (4) 学校生活の質の向上を目指す教育課程の編成

②③【教育課】

各教科の本質を踏まえた教育内容の重点化と、5時間授業を増やすなど授業時間数の見直しを行い、教育課程編成の柔軟化を進めることで、児童生徒がより充実した学校生活を送れるような教育課程を展開します。

### (5) 幼・保・小・中・高の連携の推進

①②③④【教育課】【子育て支援課】

幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校の連携を強化し、児童生徒の心身の健全な育成を共に支援します。特に、小中学校の教育情報を幼稚園や保育所、高等学校と積極的

に共有することで、教育課程のつながりを円滑にし、異なる学校種間の連携を深化させます。

また、東浦高等学校との連携では、在校生が地元との関わりを深め、地域に根差した人材の育成を目指します。

#### (6) 教職員の指導力向上

②③【教育課】

愛知県教員育成指標を踏まえ、計画的な人材育成の推進するため、年齢層に応じた研修等を実施し、指導力の向上を目指します。

また、管理職としての役割や経験年数、職能成長に応じた各種研修の充実を図ることで、使命感の醸成や教育改革に向けた意識改革を促し、専門的能力のさらなる向上を目指して取り組みます。

#### (7) 教職員の健康管理

②③【教育課】

「東浦町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を遵守し、在校等時間の管理と指導を徹底します。

#### (8) 開かれた学校づくり

②③【教育課】

学校便りや学校のホームページを活用し、教育活動の様子を積極的に保護者や地域住民等に発信することで、学校への理解を深めてもらい、応援される学校づくりを進めます。

また、地域住民による学校開放活動や、地域のボランティア団体等による学校施設の活用を通じて、地域とのつながりを強化し、地域がより身近に感じられる「地域に開かれた学校づくり」に努めます。

## 2 多様性を尊重した学びの保障と、自ら学ぶ力を育成

これからの社会を生き抜くためには、多様性を理解し、他者を尊重しながら協調する力が求められます。そのため、多様な価値観や背景を持つ方々との関わりを通じ、共に未来を築く姿勢を養う教育を推進します。さらに、子どもの個性や可能性を尊重し、主体的に学べる環境を整備します。学校現場では、一律の教育手法にとどまらず、個別最適化された学びや協働的な学びを実現し、多様な教育活動を支援します。これにより、子どもたちは自己の価値を見出し、他者との共生を図りながら活躍する力を身につけます。

### (1) 個別最適な学びの推進

②③【教育課】

「指導の個別化」や「学習の個性化」といった個別最適な学びや補充学習を充実させ、児童生徒一人一人に寄り添った学習支援を行いながら基礎学力の向上を図ります。

また、指導の個別化を図るために、単元内自由進度学習を行い、創造力・判断力・個性の伸長を促し、個別最適な学びを推進します。

### (2) キャリア教育の充実

②③【教育課】

児童生徒が社会的自立を果たし、自分らしい未来を描けるように、必要な能力や態度の育成を目指します。

また、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する力を身につけるとともに、時代の変化に柔軟に対応できる幅広い能力の成長を促します。

### (3) 多文化共生教育の推進

②③【教育課】

世界の自然や生活について学び、多文化への理解を深めるとともに、国際社会で共に生きる意義について学ぶ教育を推進します。

また、国際交流を積極的に促進し、テクノロジーを活用した学びを充実させることで、多文化共生社会に適応し、広い視野を持って未来を切り拓ける力を育みます。

### (4) 体育や健康に関する指導の充実

①②③【教育課】【健康課】

体力テストを実施し、その結果を分析することで、児童生徒の体力実態を把握し、指導

方法の改善に活かします。

また、病気にかかることがないように、自分の健康状態に関心を持ち、健康で安全な生活を送るための資質・能力を身につけられるようにします。

さらに、いのちを大切にせる教育や包括的性教育を実施し、健全な人間関係を築くために、児童生徒が自分自身や他者の心身を尊重し大切にできるよう、子どもたちの成長期に早い段階からわかりやすく学べる機会をつくります。

#### (5) 特別支援教育の推進

②③【教育課】

特別な支援が必要な児童生徒の状況を正確に把握し、個別の教育支援計画や指導計画を作成・運用することで、個々の状況に応じたきめ細かな指導の実現を目指します。

また、合理的配慮の充実を図り、発達段階や特性に応じて、児童生徒の可能性を最大限に伸ばすことに努めます。

就学指導では、個々の児童生徒の障がいの特性を十分に把握し、課題を踏まえた上で、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、教育支援委員会の審査を基に組織的に検討します。さらに、教育支援委員会では、早期の教育相談や支援、就学決定に関する助言を行うだけでなく、就学後も一貫した支援ができるよう努めます。

#### (6) 地域学校協働活動（コミュニティ・スクール）の推進

②③【教育課】

保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支える体制を推進します。

#### (7) 学校の安全対策の確立

②③【教育課】

見守り活動の実施団体と連携を図り、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

また、非常時を想定した避難訓練を継続的に実施し、各学校で作成された「危機管理対応マニュアル」を基に、具体的な危機管理対応の徹底及び改善に取り組みます。

#### (8) 学校施設設備等の改善

②③【教育課】

児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、学びにふさわしい教育環境の整備と充実を、計画的かつ適切に進めます。

### 3 すべての人が幸せと生きがいを感じられる地域づくり

人生100年時代を見据え、すべての人が心身ともに健康で豊かな生活を送るため、生涯学習を充実させ、多世代が楽しく学び、活動できる環境を整備します。

教育や地域活動を通じ、スポーツや健康づくりを含む幅広い学びを提供し、地域や企業等と連携して住民一人一人が「なりたい自分」を追求できる仕組みを構築します。これにより、生きがいを育み、幸福で豊かな人生を実現する地域づくりを目指します。

#### (1) ひがしうら地域クラブの推進

③【教育課】

地域クラブの活動の充実を図るため、交流会や発表会、大会参加などを実施し、会員の幅広いニーズに応える取組を進めます。

#### (2) 多世代における生涯学習の充実

④【学び支援課】

文化センター講座、出前講座、図書館講座など、多様な講座を開催し、住民の幅広い学びの機会を支援します。また、地域住民が講師となる講座を取り入れることで、多世代にわたる生涯学習の充実を図ります。

さらに、町内で活動するサークル等の情報をホームページで発信し、地域住民の活動を広く周知するほか、「マイプロデュース・マイスタディ講座」を開催することで、住民自らが主体的に学びを追求できる環境を整えます。

また、二十歳のつどいやミュージックフェスティバルの開催を通じ、次代を担う青少年が活躍する場を提供します。

#### (3) ライフステージに合わせたスポーツ機会の充実

①②③④⑤【学び支援課】

誰でも気軽に楽しめるニュースポーツや、観戦も含めて皆で楽しめるアーバンスポーツを取り入れた総合スポーツイベントを開催し、スポーツを始めるきっかけを創出するとともに、地域のにぎわいづくりを創出します。

また、子ども向けスポーツ教室や、実業団及びプロスポーツ選手による体験教室を開催し、住民が自身の目標を追求しながら、健康増進にも寄与できる機会を提供します。

スポーツ協会の支援を通じて、スポーツを介した心身の健康づくりや住民間の交流促進

を図り、地域の活性化を推進します。

さらに、アジア競技大会、アジアパラ競技大会の開催を契機とし、大会への理解と関心を高めるとともに、外国文化への理解を深め、住民が大会をより身近に感じられる環境づくりを進めます。

#### (4) 心身ともに健康で豊かな生活の推進

①②③④⑤【学び支援課】

文化芸術イベントを開催し、地域住民が文化芸術に触れる機会を創出するとともに、子どもたちが文化芸術を体験する場を提供し、次世代の文化的感性を育みます。

また、文化協会への支援を通じて地域の文化活動を振興し、芸術文化団体の育成・強化を推進します。これにより、地域文化の創造と発展を図り、心豊かな町づくりの実現を目指します。

読書活動の推進においては、子ども読書活動推進計画に基づき、図書館、子育て関連施設、学校が連携し、子どもたちが触れやすい豊かな読書環境を整備します。親子で読書を楽しむ場を提供するため、「ブックスタート事業」を継続し、家庭での読書習慣の定着を支援します。

なお、学校、家庭、地域における児童生徒の読書活動を推進するため、「よむらび電子図書」などを活用し、図書館と連携した読書推進体制を構築します。

さらに、電子図書館を含む図書館資料の充実を図ることで、住民の学びへの意欲に応えるとともに、読み聞かせや図書館イベントを定期的で開催し、読書への関心を高め、親しみを育む機会を提供します。

## 4 自分らしく生きる力を育む学びの環境づくり

東浦町では、子どもたちが安心して学び、自分らしい未来を描ける学びの環境の整備に力を注いでいます。心身ともに健やかに成長できる教育環境の構築を進めるとともに、命の尊さや平和を愛する心を育む機会を提供します。これにより、地域社会への愛着や誇りを育て、ふるさとへの思いを深めていく教育を展開します。

さらに、デジタル技術を活用することで、新たな学びの形を創造します。テクノロジーを活用した学びの支援を充実させ、子どもたちが多文化共生社会に適応し、広い視野を持って未来を見据え、切り拓く力を育んでいきます。また、主体的に問題を解決しながら学べる環境を構築することで、生涯にわたって学び続ける基盤を整備し、多様性を尊重する価値観を育む教育を推進します。

### (1) 道徳教育等心の教育の充実と推進

②③【教育課】

豊かな人間性の育成を目指し、児童生徒の心に響く道徳教育を推進します。

また、保護者や地域との連携から、道徳教育のさらなる充実に努め、命の尊さや平和を愛する心を育む機会を提供していきます。

### (2) ICT環境の整備

②③【教育課】

一人一台のタブレット端末を整備し、これを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進し、ICTを活用した教育の更なる充実を図ります。

また、タブレット端末の持ち帰りを促進し、家庭学習での活用を支援するほか、通信環境が整っていない状況でも、学びを止めないための支援を行います。

### (3) 情報教育の推進

②③【教育課】

タブレット端末の活用技能や情報活用能力の育成に加えて、情報モラル教育を行い、児童生徒が多様な手段で得た情報を適切かつ安全に活用できるよう指導します。

また、SNSの利用に関するルール等についても指導し、自ら判断し責任を持って行動できる力を育むとともに、トラブルを未然に防ぐための知識の習得を支援します。

## 5 地域の資源や魅力を認識し、地元への愛着と誇りを育む教育を推進

東浦町には、徳川家康の生母「於大の方」の生誕地や縄文時代の「入海貝塚」、戦国時代に関連のある「村木砦」などがあり、歴史ある町としての重要な資源が数多くあります。これらの地域ならではの魅力を住民全員で学び、共有することで、ふるさとへの誇りや愛着を育む教育を推進します。

さらに、デジタル技術を活用し、町の伝統や文化、歴史の魅力を広く発信していきます。この取り組みにより、地域文化の価値を再認識し、地域への愛着や連帯感を高めることで「シビックプライド」を育てていきます。また、住民全員が東浦町の魅力を実感し、地域に根ざした人材を育成することで、「ずっと住み続けたい町」「誇れるふるさと」の実現を目指します。

### (1) 町の歴史や文化を学び、郷土への愛着と誇りを育む ①②③④⑤【観光交流課】

町の歴史や文化財に関する資料を活用し、展示や講座を開催することで、住民が郷土の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

また、町の魅力を広く伝える「ふるさとガイドボランティア」の育成を目指し、養成講座を実施するとともに、その活動を支援します。さらに、徳川家康の母「於大の方」と水野氏にまつわる歴史を紹介する機会を提供することで、郷土への愛着と誇りを深められるよう取り組みます。

### (2) 地域文化の価値を再認識し、シビックプライドを育む ①②③④⑤【観光交流課】

デジタル技術を活用し、町の伝統、文化、歴史の魅力を町内外に広く発信します。この取組を通じて、地域文化の価値を再認識するとともに、町民が地域への誇り（シビックプライド）を持つきっかけを創出します。

### (3) 文化財を保存し、郷土への愛着を深める ①②③④⑤【観光交流課】

地域の重要な文化財を守り、次世代へ継承するために、指定文化財の維持管理を支援します。文化財を大切に保存することで、歴史や文化の価値を住民と共有し、郷土への愛着をさらに深めることを目指します。

(4) 町の伝統文化を継承し、地域への愛着や連帯感を高める ①②③④⑤【観光交流課】

町に受け継がれてきた伝統文化を守り、次世代に伝えるために、伝統文化に関わる団体を支援します。地域の文化を継承し、住民同士の交流を促進することで、町への愛着を育み、連帯感を深めていきます。

令和8年2月・3月 教育長報告

(行事報告)

【日付】	【報告内容】
2月10日(火)	全員協議会
2月11日(水)	不登校講演会
2月12日(木)	五町教育長会 校務主任会議
2月13日(金)	学校経営会議 休み方改革プロジェクト
2月14日(土)	町スポーツ表彰
2月16日(月)	教員の資質向上協議会 全国大会激励会
2月24日(火)	町教頭会
2月25日(水)	教職員安全衛生委員会
2月27日(金)	本会議
3月5日(木)	本会議 行政経営会議
3月6日(金)	中学校卒業式 教育委員会臨時会
3月8日(日)	ペイントトラック披露
3月9日(月)	本会議
3月10日(火)	寄附贈呈式 教務主任会
3月11日(水)	本会議
3月12日(木)	五町教育長報告会
3月13日(金)	こどもふくし委員会 特推協代表社会

	町現職教育委員会
3月 17日(火)	行政経営会議 全国大会報告会
3月 18日(水)	共同学校事務室運営委員会
3月 19日(木)	小学校卒業式 教職員教育功労者表彰式
3月 23日(月)	議会最終日
3月 24日(火)	第3回給食センター運営委員会 産業まつり推進協議会
3月 25日(水)	全国大会報告会 防災会議
3月 26日(木)	緒川保育園卒園式
3月 30日(月)	知多総合庁舎内覧
3月 31日(火)	教職員退職者辞令伝達式 第3回教育委員会定例会

報告第7号

地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の委嘱について

学 校 区	氏 名	職名等	備 考
藤江小学校	小田 朝視	元PTA会長 藤江小サポーター代表	再 任 令和6年6月1日から
藤江小学校	金森 大席	令和8年度PTA会長	新任 令和8年4月1日から
生路小学校	徳永 健一	元PTA会長 おやじの会	再 任 令和6年4月1日から
石浜西小学校	山川 潔	元南ヶ丘自治会長	再 任 令和6年6月1日から
緒川小学校	中瀬 寛子	元PTA副会長 緒川小学校学校運営協 議会委員	再 任 令和5年11月1日から
森岡小学校	阿知波 弘	区長 森岡小学校学校運営協 議会委員	再 任 令和6年4月1日から
森岡小学校	若林 美絵	保護者代表	新任 令和8年4月1日から
東浦中学校	岡本 由紀夫	東中サポーター サブリーダー	新任 令和8年4月1日から
北部中学校	杉本 匡彌	元東浦町PTA連絡協 議会会長	再 任 令和6年6月1日から
北部中学校	山田 祐太	おがわっこ食堂	新任 令和8年4月1日から
西部中学校	山崎 千聡	PTA会長 西部中学校学校運営協 議会委員	再 任 令和6年4月1日から

委嘱日 令和8年4月1日

任 期 令和9年3月31日まで

参考

・社会教育法

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する

者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

・東浦町地域学校協働活動推進員設置要綱

第2条 教育委員会は、東浦町の小学校及び中学校の学校区に推進員を置く。

第4条 推進員の任期は、法第9条の7第1項の規定による委嘱を受けた日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

## 名義後援申請一覧表

令和7年12月から令和8年2月までの申請分

	件名	申請者	申請日	承認/不承認	実施日	実施報告
1	障がいのある青年たちとつくる「学びの場」講演会	愛知に学びの場を拓ける会～障がいのある子の18歳以降を考える～	R7.11.25	承認	R8.3.15	
2	ふれあいボランティア中学生自由企画「春のお祭りもりあげ隊2026」	東浦を元気にする会	R7.12.9	承認	R9.4.18	
3	個性のびのび講座	一般社団法人おやこラボ	R7.12.22	承認	R8.2.26	
4	第2回「女性と子どもが輝くマルシェ」	Hop! Step! いそのみや	R8.1.16	承認	R8.5.9	
5	善導寺 春のコンサート～於大の方へ想いを届け～	坂野 幾洋	R7.1.28	承認	R8.4.11	
6	あいち健康プラザ「絵画コンクール」	あいち健康の森健康科学総合センター	R8.1.14	承認	作品募集期間 R7.11.21～R8.2.10 R8.2.20～R8.5.11	
7	野村卯松展	昇会	R8.1.30	承認	R8.5.18～ 5.24	
8	「ありがとうを贈ろう。」キャンペーン	平安閣グループ	R8.2.2	承認	R8.5.1～ R8.12.31	
9	第27回新人歓迎「東浦ペタンク大会」	東浦町ペタンク協会	R8.2.3	承認	R8.4.25	
10	愛町Jrマーチングバンドファミリーコンサート2026	愛町Jrマーチングバンド	R8.2.19	承認	R8.5.16、 R8.5.17	
11	令和8年度春季見学・体験会	知多リトル野球協会	R8.2.25	承認	R8.3.28、 R8.3.29	

### (別掲)実施報告

	件名	申請者	教育委員会 報告日	実施日	実施報告	町内参加者 人数等
1	中学生仕事読本「お仕事ブック」制作・発行事業	株式会社 中広	R7.6.23	-	R8.1.30	愛知県内中学2年生 約56,000人
2	第12回さわやか健康リレーマラソン あいち健康の森公園	さわやか健康運営事務局	R7.6.23	R7.11.30	R7.12.25	3,425名
3	日本福祉大学同窓会設立70周年 記念講演会	日本福祉大学同窓会	R7.9.22	R7.11.2	R7.11.25	957名
4	第0回東浦健康ラン・ウォーク	東浦マラソン後継大会実行委員会	R7.9.22	R7.12.21	R8.1.20	出走者数 418名
5	令和7年度「法の日」記念事業	愛知県弁護士会 半田支部	R7.9.22	R7.11.22	R7.12.19	法律相談35名 講演234名
6	愛知万博メモリアル 第18回愛知県市町村対抗駅伝競走大会	愛知駅伝実行委員会	R7.9.22	R7.12.6	R8.1.13	486名
7	南医療生協 大府・東浦ブロック 第5回多世代よってまつり	南医療生活協同組合 大府・東浦ブロック 第5回多世代よってまつり実行委員会	R7.9.22	R7.11.23	R7.12.12	180名
8	私立高校進学説明会	愛知私学をよくする父母懇談会東浦ブロック	R7.12.24	R7.10.17 R7.11.14	R7.12.3	各12名、6名
9	吹奏楽部 クリスマスコンサート	日本福祉大学附属高等学校	R7.12.24	R7.12.14	R8.1.9	800名
10	シンポジウム 発達の特徴がある子の未来をつむぐ～ 家族にできること地域にできることって何？～	NPO法人 Paka Paka	R7.12.24	R8.1.31	R8.2.4	155名
11	未来と学びのeスポーツフェスタ	一般社団法人JS ism	R7.12.24	R7.11.9	R7.11.28	延べ300名
12	第21回 東浦かるたを楽しむ会	東浦かるた実行委員会	R7.12.24	R8.1.18	R8.2.10	参加者68名
13	子供と家族の未来を考えるマネー講座	子供と家族の未来を考える会 愛知支部	R7.12.24	R8.2.14,15, 17,18	R8.2.28	210名

教育委員会への寄附報告書	
申 込 日	令和7年12月16日
申 込 者	東知多ロータリークラブ
寄附の内容	バレーボール、リード (104,000円相当)
受 取 先	ひがしうら地域クラブ
寄附の目的	スポーツ・文化芸術活動振興のため
そ の 他	広報12月号に掲載



## 教育委員会への寄附報告書

申 込 日	令和8年1月19日
申 込 者	J A あいち知多 女性部 東浦地域
寄附の内容	現金 61,943 円 書籍 小学生の野菜づくりブック 7冊
受 取 先	各小学校
寄附の目的	東浦町内各小学校へ
そ の 他	広報4月号に掲載



## 教育委員会への寄附報告書

申 込 日	令和8年1月27日
申 込 者	学校法人 日本福祉大学 学園広報室
寄附の内容	書籍 さいしょの一步～浅賀ふさ物語～ 3冊
受 取 先	各中学校
寄附の目的	東浦町内各中学校へ
そ の 他	広報5月号に掲載



東浦町子ども文化芸術体験支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、子どもが文化芸術に触れる機会を創出するため、文化芸術体験をした町内在住の子どもに図書カードを給付する、子ども文化芸術体験支援事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、文化芸術とは、音楽、美術、演劇、舞踊等の芸術、映画等のメディア芸術、雅楽、能楽等の伝統芸能、講談、落語等の芸能その他これらに類するものをいう。

(対象者)

第 3 条 本事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する中学生以下の子どもであること。
- (2) 次条に規定する対象文化芸術を鑑賞したものであること。

(対象文化芸術)

第 4 条 本事業の対象となる文化芸術(以下「対象文化芸術」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 東浦町、愛知県、半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町が設置する公共施設で開催されるものであること。
- (2) 愛知県、市町村、愛知県教育委員会又は市町村教育委員会が主催、共催又は後援するものであること。
- (3) 申請日の属する年度に開催されるものであること。
- (4) 鑑賞に要するチケットの購入価格の合計額が 1,000 円以上であること。

(図書カードの額等)

第 5 条 給付する図書カードの額は、1,000 円分とする。

- 2 図書カードの給付は、同一年度において、対象者につき 1 回限りとする。

(給付の申請)

第 6 条 図書カードの給付を受けようとする対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、対象文化芸術の鑑賞後、鑑賞日の属する年度の 3 月末日までに、東浦町子ども文化芸術体験支援事業申請書(様式第 1)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 対象文化芸術の鑑賞に係るチケットの写し(電子チケットの場合にあっては、当該電子チケットを表示した画面の写し)
- (2) 対象者の身分証明書の写し

(図書カードの給付)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、図書カードの給付の可否を決定し、東浦町子ども文化芸術体験支援事業給付(不給付)決定通知書(様式第2)により、給付を決定した場合にあっては図書カードを添えて、申請者に通知するものとする。

(不正利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により図書カードの給付を受けた者がいるときは、既に給付を受けた図書カード(図書カードが使用済みであった場合にあっては既に使用した額)の返還を求めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に対象者が鑑賞した対象文化芸術について適用する。

様式第1（第6条関係）

東浦町子ども文化芸術体験支援事業申請書

年 月 日

東浦町長

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

東浦町子ども文化芸術体験支援事業実施要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

対象者			購入したチケット		備考
フリガナ 氏 名	生年月日	申請者との 関係	鑑賞年月日	購入価格	
	年 月 日		年 月 日	円	
	年 月 日		年 月 日	円	
	年 月 日		年 月 日	円	
	年 月 日		年 月 日	円	

添付書類

様式第2（第7条関係）

第 号  
年 月 日

東浦町子ども文化芸術体験支援事業給付（不給付）決定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のありました東浦町子ども文化芸術体験支援事業について、審査の結果、（給付・不給付）とすることを決定したので通知します。

不給付の場合、その理由

報告第 11 号

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の一部を次のように改正する。  
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。)は、次の いずれにも該当する事業とする。 (1)から(3)まで 略 (4) <u>過去に町内での開催実績がない事業</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる 事業は、補助対象事業としない。 (1) <u>政治活動又は宗教活動を目的とした</u> 事業 (2) 及び(3) 略 (補助金の額等)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。)は、次の いずれにも該当する事業とする。 (1)から(3)まで 略 (4) <u>継続的な開催が見込まれ、かつ、過 去に開催実績がない事業</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる 事業は、補助対象事業としない。 (1) <u>政治活動、宗教活動又は営利活動を</u> 目的とした事業 (2) 及び(3) 略 (補助金の額等)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 補助金の交付は、同一年度において、 補助対象団体につき1回限りとする。</u></p>

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請に係るものについて適用し、同日前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

## 東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民が文化芸術に触れる機会を創出するため、地域での文化芸術イベントを開催することを支援する東浦町文化芸術イベント開催支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象団体」という。)は、文化芸術イベント等を開催する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としない。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体

(2) 東浦町暴力団排除条例(平成23年東浦町条例第16号)第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が関与している団体

(3) その他町長が適当でないと認めた団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれにも該当する事業とする。

(1) 町内で行う事業であって、町民に対し、文化芸術に触れる機会を供する事業

(2) 参加者を限定せず、特定の受益者を対象としない事業

(3) 来場者が200名以上見込まれる事業

(4) 継続的な開催が見込まれ、かつ、過去に開催実績がない事業

(5) 補助金の申請をした日が属する年度内に完了する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした事業

(2) 町が交付する他の補助金等の交付を受けている事業

(3) その他町長が適当でないと認めた事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、別表に定めるものとする。ただし、国、県等から補助金等の交付を受けている場合には、当該補助金等の額を当該補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、20万円又は補助対象経費(1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)のいずれか少ない額を限度として、予算の範囲内で町長が定める額とする。

2 補助金の交付は、同一年度において、補助対象団体につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 規約その他の団体の概要が分かる書類
  - (4) 団体の構成員が分かる書類
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止若しくは中止の決定をしたときは、完了の日又は廃止若しくは中止の決定の日（以下「完了等の日」という。）から起算して30日を経過した日又は完了等の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金実績報告書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 決算書の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金確定通知書（様式第4）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町文化芸術イベント開催支援補助金請求書（様式第5）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

- 2 この要綱による改正後の東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にされる申請に係るものについて適用し、同日前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1	報償費	講師謝金、協力者に対する謝礼金等
2	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、食糧費（事業の実施に不可欠と認められるお茶代等に限る。）
3	役務費	通信運搬費、保険料
4	使用料及び賃借料	会場使用料、事務所等の賃借料、機械・器具借上料
5	備品購入費	事業に必要な器具等の購入費
6	その他の経費	町長が必要と認めるもの

様式第1（第6条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

円

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約その他の団体の概要が分かる書類
- (4) 団体の構成員が分かる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

第 号  
年 月 日

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付・不交付決定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで申請のあった東浦町文化芸術イベント開催支援補助金を下記のとおり交付します。

交付金額 記 円

条件

様式第3（第8条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金実績報告書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

事業完了日 年 月 日

添付書類

- (1) 決算書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第4（第9条関係）

第 号  
年 月 日

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金確定通知書

様

東浦町長

年 月 日付けで実績報告のあった東浦町文化芸術イベント開催支援補助金については、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額

円

様式第5（第10条関係）

東浦町文化芸術イベント開催支援補助金請求書

年 月 日

東浦町長

団体名

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のありました  
東浦町文化芸術イベント開催支援補助金を次のとおり請求します。

補助金請求額

円

付 記

報告第 12 号

東浦町学校部活動外部指導者の委嘱について

学校名	人数	派遣種目	指導者名	任用
東浦中	5 人	バスケットボール(男)	戸田 幹也	再任
		バスケットボール(女)	島田 良輔	再任
		ハンドボール(男)	浅田 潤一	再任
			水野 恭志	再任
			小川 一幸	再任
北部中	1 人	バスケットボール(女)	谷川原 孝弘	再任

計 6 人

委嘱日 令和 8 年 4 月 1 日

任 期 令和 9 年 3 月 31 日

## 参考

スポーツ指導者設置要綱（抜粋）

（スポーツ指導者の条件）

第3条 スポーツ指導者は、次の各号の条件を満たしたものとする。

（1）スポーツ指導者養成講習会を終了した者及びそれに準じる者（日本スポーツ協会公認スポーツ指導者、スポーツ少年団認定員、教員等の資格や優れた指導歴を有する者）

（2）該当種目の実技指導に堪能であり、安全指導のできる者。

（3）学校部活動の管理、運営に協力できる者。

（スポーツ指導者人材バンクの設置）

第4条 町長は、前条のスポーツ指導者の申請により、スポーツ指導者人材バンクに登録した者を地域スポーツ団体及び学校部活動に紹介又は派遣する。

2 登録申請書は、別に定める。

令和7年度 児童・生徒数例月報告表

R8.3.1

学校名	性別	特	1年	特	2年	特	3年	特	4年	特	5年	特	6年	特	合計	
藤江小学校	男	2	27	1	31	8	38	3	34	2	21	3	25	19	176	
	女	0	27	0	25	1	26	1	33	4	35	1	26	7	172	
	計	2	54	1	56	9	64	4	67	6	56	4	51	26	348	
生路小学校	男	4	31	4	30	0	32	3	27	0	28	2	27	13	175	
	女	0	27	0	18	0	26	1	32	1	37	0	29	2	169	
	計	4	58	4	48	0	58	4	59	1	65	2	56	15	344	
片葩小学校	男	1	29	2	36	1	19	3	28	3	38	1	35	11	185	
	女	2	24	2	41	1	28	0	27	0	35	2	30	7	185	
	計	3	53	4	77	2	47	3	55	3	73	3	65	18	370	
石浜西小学校	男	2	26	2	36	6	30	4	35	2	46	1	44	17	217	
	女	0	27	1	26	1	34	2	29	3	37	0	33	7	186	
	計	2	53	3	62	7	64	6	64	5	83	1	77	24	403	
緒川小学校	男	2	43	1	40	2	55	2	43	4	37	0	23	11	241	
	女	2	33	0	33	0	35	1	46	0	51	0	39	3	237	
	計	4	76	1	73	2	90	3	89	4	88	0	62	14	478	
卯ノ里小学校	男	0	25	6	35	5	31	2	20	1	32	4	25	18	168	
	女	0	35	0	25	2	27	2	26	1	16	0	28	5	157	
	計	0	60	6	60	7	58	4	46	2	48	4	53	23	325	
森岡小学校	男	3	37	2	43	0	29	4	35	1	39	1	39	11	222	
	女	1	49	0	43	0	43	1	37	2	47	1	22	5	241	
	計	4	86	2	86	0	72	5	72	3	86	2	61	16	463	
小学校計	男	14	218	18	251	22	234	21	222	13	241	12	218	100	1,384	
	女	5	222	3	211	5	219	8	230	11	258	4	207	36	1,347	
	計	19	440	21	462	27	453	29	452	24	499	16	425	136	2,731	
東浦中学校	男	6	128	4	120	1	129								11	377
	女	6	128	7	125	3	128								16	381
	計	12	256	11	245	4	257								27	758
北部中学校	男	7	100	3	88	4	70								14	258
	女	2	84	1	72	1	91								4	247
	計	9	184	4	160	5	161								18	505
西部中学校	男	1	24	2	16	2	31								5	71
	女	0	15	0	28	0	23								0	66
	計	1	39	2	44	2	54								5	137
中学校計	男	14	252	9	224	7	230								30	706
	女	8	227	8	225	4	242								20	694
	計	22	479	17	449	11	472								50	1,400

(特別支援は内数です)

## 要保護・準要保護児童生徒数

(人)

学 校 名	2 月		1 月	
	要保護	準要保護	要保護	準要保護
藤江小学校	0	25	0	25
生路小学校	0	27	0	27
片葩小学校	0	25	0	25
石浜西小学校	2	108	2	105
緒川小学校	0	27	0	27
卯ノ里小学校	0	25	0	25
森岡小学校	2	25	2	25
小学校計	4	262	4	259
東浦中学校	1	79	1	79
北部中学校	0	36	0	36
西部中学校	0	17	0	17
中学校計	1	132	1	132
総計	5	394	5	391

## 長期欠席者数

(人)

学 校 名	2 月	1 月
藤江小学校	4	3
生路小学校	2	2
片葩小学校	2	3
石浜西小学校	15	17
緒川小学校	5	3
卯ノ里小学校	6	5
森岡小学校	1	0
小学校計	35	33
東浦中学校	30	27
北部中学校	25	23
西部中学校	3	4
中学校計	58	54
総計	93	87

## いじめ認知件数

(件)

学 校 名	2 月	1 月
藤江小学校	0	1
生路小学校	0	0
片葩小学校	2	0
石浜西小学校	1	0
緒川小学校	0	0
卯ノ里小学校	0	0
森岡小学校	0	0
小学校計	3	1
東浦中学校	1	1
北部中学校	1	1
西部中学校	0	0
中学校計	2	2
総計	5	3

## その他

図書カードネットギフトの購入をしました。(子どもの未来応援業務)

【要保護・準要保護児童生徒への就学援助の内容】

- ・学用品費
  - ・新入学学用品費(新小中1年)
  - ・給食費
  - ・林間学校費(小5、中2)
  - ・修学旅行費(小6、中3)
  - ・卒業アルバム代等
- 要保護は修学旅行費、卒業アルバム代等のみ支給

【長期欠席者数】

休業日を除いて引き続き7日間出席していない児童生徒の数(入院、一時帰国、不登校等)

【いじめ認知件数】

当月1日までに報告された、前月中に新規で認知したいじめ防止対策推進法で定義されている「いじめ」の件数

「いじめの定義」:「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

## 小中学校の主な行事予定(令和8年 4月)

	曜日	行事名等	備考
1	水	教職員発令通知式	
2	木		
3	金		知教協15:00～
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水	小学校入学式	
9	木	小学校始業式、中学校入学式及び始業式	
10	金		
11	土		令和8年度ひがしうら地域クラブ活動開始
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		
16	木		
17	金		
18	土		於大まつり
19	日		
20	月		第4回教育委員会定例会 9:30～
21	火		
22	水		
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月		
28	火		
29	水	昭和の日	
30	木		

令和8年度  
4月分献立予定表(案)

東浦町学校給食センター

13回		主 食	献 立 名	備 考
日	曜			
13	月	ご飯 牛乳	しゅうまい マーボー豆腐 バンバンジーサラダ	
14	火	ミルクロールパン 牛乳	焼きウインナー ポークビーンズ フルーツポンチ	
15	水	ご飯 牛乳	いわしのしょうが煮 肉じゃが キャベツのゆかりあえ	
16	木	麦ご飯 牛乳	米粉カレーライス 鶏肉のハーブ焼き キャベツサラダ	
17	金	白玉うどん 牛乳	和風汁 手羽先風からあげ ふきと筍のおかかあえ	食育の日
20	月	麦ご飯 牛乳	米粉ハヤシライス ジャーマンポテト まめまめサラダ	
21	火	ミルクロールパン 牛乳	さわらのハーブマヨネーズ焼き 野菜ソテー コーンクリームスープ	
22	水	ご飯 牛乳	和風コロケ 野菜とささみのあえもの 具たくさんみそ汁	
23	木	ご飯 牛乳	ぎょうざ 春雨の中華あえ 八宝菜	
24	金	ご飯 牛乳	さばの塩焼き 金平ごぼう 大根のそぼろ煮	
27	月	麦ご飯 牛乳	ビビンバ(肉・卵) ビビンバ(野菜) 生揚げの中華煮	
28	火	小型ロールパン 牛乳	やきそば ごぼう入りつくね フルーツのヨーグルトあえ	
30	木	ご飯 牛乳	鶏肉のケチャップソースかけ ポテトサラダ 呉汁	

食べものカレンダー ふき  
第1・3金曜日 めん

## 令和7年度・令和8年度 学び支援課（生涯学習係）の事業報告・事業計画

### 3月 事業報告

#### 1 文化センター開催事業

7日（土）はじめてのHIPHOP ダンス

#### 2 図書館開催事業

14日（土）碁楽さんのはじめよう囲碁！at 東浦町中央図書館

15日（日）子ども向けDVD上映会「あしりたんてい ププッ いせきからのSOS」

15日（日）森岡台おはなし広場の“おはなしすくえあ”

22日（日）よむらび工作会 ～イースターを楽しもう！～

### 4月 事業計画

#### 1 文化センター開催事業

なし

#### 2 地区コミュニティセンター開催事業

なし

#### 3 図書館開催事業

11日（土）～ 東浦町中央図書館 35周年記念フォトコンテスト「35」の世界

26日（日） 第1回図書館クイズ王決定戦！

26日（日） よむらびカフェ（カフェの移動販売）

## 令和7年度・令和8年度学び支援課（スポーツ係）事業報告・事業計画

### 3月事業報告

- 1 スポーツ推進委員会  
3日（火）スポーツ推進委員定例会（はなのき会館研修室）  
4日（水）知多地区役員会（東海市）
  
- 2 知多北地区スポーツ連絡協議会  
1日（日）第1回知多北地区モルック大会  
（メディアスひがしうら第1グラウンド）  
11日（水）第3回理事会（はなのき会館）
  
- 3 第18回愛知県市町村対抗駅伝競走大会  
16日（月）第4回実行委員会（はなのき会館）
  
- 4 生涯スポーツ事業  
7日（土）ランニングイベント（あいち健康の森公園）  
大府市と共催。愛三工業陸上部による指導（小学生対象）

### 4月事業計画

- 1 スポーツ推進委員会  
7日（火）定例会（はなのき会館研修室）
  
- 2 知多北地区スポーツ連絡協議会  
15日（水）第1回理事会（東海市）
  
- 3 スポーツ協会事業  
9日（木）第1回役員会（はなのき会館研修室）  
23日（木）評議員会（はなのき会館研修室）
  
- 4 第19回愛知県市町村対抗駅伝競走大会  
8日（水）第1回実行委員会（はなのき会館研修室）

## 令和7・8年度 観光交流課の事業報告・事業計画

### 3月 事業報告

#### 1 郷土資料館事業

- ・13日(金) 石浜西小学校3年生見学
- ・1月31日(土)から3月15日(日)まで ミニ企画展「ひなまつり展」
- ・3月28日(土)から4月19日(日)まで ミニ企画展「家康の母 於大」

#### 2 観光振興事業

- ・1日(日) 武豊線140周年記念JRさわやかウォーキング出展(JR大府駅)
- ・7日(土) 文京区都市交流フェスタ2026出展(東京都文京区)
- ・8日(日) ペイントトラックお披露目式(東浦町役場)
- ・15日(日) ラッピングポストお披露目会(東浦町役場)
- ・20日(金・祝) 武豊線140周年記念列車運行出展(JR熱田駅)

### 4月 事業計画

#### 1 郷土資料館事業

- ・3月28日(土)から4月19日(日)まで ミニ企画展「家康の母 於大」
- ・4月25日(土)から6月21日(日)まで 収蔵品展「郷土の書家 中川南巖」

#### 2 観光振興事業

- ・18日(土) 第33回東浦町於大まつり